

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 3 第 2 項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 3 第 1 項（猟銃等射撃指導員）・第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 2 条（猟銃等射撃指導員の基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 2 条第 1 項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中 （1）「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （2）「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （3）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：